防災行政無線が整備されます

問合せ　防災対策係　☎32-2211

防災行政無線とは？

災害に関する警戒情報・避難情報やJ-Alert（Ｊアラート）で発せられた国民保護情報（弾道ミサイル発射を含む）などをいち早く屋外スピーカーや戸別受信機を通じてお知らせするものです。

どのようなものを整備するの？

市役所に親局（送信局）を構え、市内９カ所にスピーカー設備を整備します。

また、スピーカーの音声が届きにくい地域、視覚や聴覚が不自由な方、公共施設、福祉施設（民間施設も含む）に**戸別受信機**を配布します。

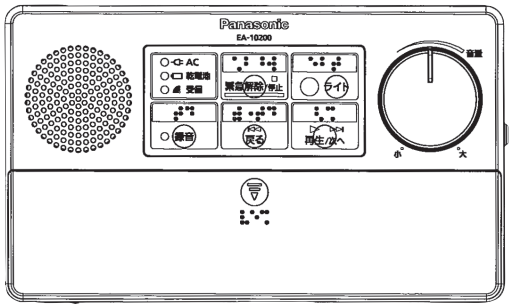

※イメージです。

戸別受信機とは、防災行政無線を受信するための専用の装置で、ラジオのような装置です。停電時でも自動で電池に切り替わり、防災行政無線を受信します。

どのような情報がお知らせされるの？

皆さんにお知らせする情報は、主に次の情報となります。

- 自然災害による避難情報（避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告などの発令や解除の情報）
- 災害発生箇所の情報
- 震度４以上が想定される地震の情報（緊急地震速報）
- 国民保護情報（弾道ミサイル発射などの情報）

詐欺にご注意を

今回の防災行政無線整備工事では、市や施工業者から工事などの

費用について、市民の皆さんへ請求することは一切ありません。

そのような事例があれば防災対策係へご連絡ください。

パブリックコメント（意見募集）

『赤平市都市計画マスタープラン』（案）
『赤平市長期未着手都市計画公園の見直し方針』（案）

皆様のご意見をお聴かせください。

都市計画マスタープラン（案）

都市計画法に関して、土地利用、都市施設の決定・変更、各種関連計画と連携・整合を図り、事業を実施するうえで、行政運営の基本方針を示す役割を担う令和22年度までの計画です。

都市計画公園の見直し方針（案）

今回策定中の『都市計画マスタープラン』にあうよう、以前に計画決定されたままで、整備がされていない４つの公園について見直し方針を作成しています。

閲覧方法・閲覧場所

- 市役所建設課窓口
- 東公民館
- 平岸コミセン
- 交流センターみらい
- 市ホームページ

募集期間
10月31日(土)まで

意見の提出方法

備え付けの様式、または任意の様式で提出してください。

各閲覧場所に設置する『ご意見箱』に入れていただくか、下記へ郵送、ＦＡＸ、メールで提出してください。

意見の概要と回答の公表

ご意見に対する個別の回答は行ないませんが、個人が特定されないかたちで、意見の概要とそれに対する市の考え方を公表する予定です。

提出先

赤平市　建設課　管理計画係
〒079-1192　赤平市泉町４丁目1番地
FAX32-5033
✉doboku@city.akabira.hokkaido.jp

問合せ

建設課　管理計画係　☎32-1821
※電話による意見の提出はできません。

令和２年度　国勢調査

調査への回答はお済みですか？

➡調査票は10月７日(水)までにご提出をお願いいたします。

調査票の回答方法は
下記①～③のいずれかです

①郵送提出
②インターネット回答
③調査員へ直接手渡し

提出される前に、もう１度調査票の記入内容に誤りがないかご確認ください

インターネットで回答した世帯

紙の調査票の提出は不要です。

紙の調査票へ回答を記入した世帯

同封されている返信用封筒で提出するか調査員へ直接提出する。

調査についてのお問い合わせ

国勢調査コールセンター
☎0570-07-2020
（IP電話の場合　☎03-6636-9607）

受付期間・時間

- 10月31日(土)まで
- 午前８時～午後９時
  （土日・祝日も利用可）

※ナビダイヤルの通話料金は、固定電話の場合、全国一律に市内通話料金でご利用いただけます。携帯電話の場合、所定の通話料金となります。

問合せ
赤平市国勢調査実施本部
☎74-5031

※調査票が届いていない場合は、赤平市国勢調査実施本部までご連絡ください。